

物品売買契約約款

(令和8年4月1日～)

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この契約書及びこの約款（以下「契約書」という）に基づき、別添仕様書及び図面等（以下「仕様書等」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の物品を契約書記載の納入期限までに納入場所に納入し発注者に引き渡すものとし、発注者はその契約代金を支払うものとする。
 - 3 受注者は、この契約の履行につき、発注者の監督、指示に従わなければならない。
 - 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
 - 5 前項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
 - 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は日本語とする。
 - 7 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
 - 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるところによるものとする。
 - 9 この契約書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
 - 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
 - 11 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立については、発注者の事務所の所在地を所轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

- 第2条 受注者はこの契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合にあっては、この限りではない。

(検査等)

- 第3条 受注者は、物品を納入するときは、納品書を発注者に提出しなければならない。
- 2 発注者は、物品の納入を受けた日から10日以内に、受注者又は受注者の指定する者の立ち会いの上、発注者が指定する場所で当該物品が契約の内容に適合するか検査を行わなければならない。
 - 3 受注者は、前項の検査に立ち会わないときは、その検査の結果について異議を申し立てることができない。
 - 4 受注者は、第2項による検査に合格しない物品があるときは、当該物品を直ちに引き取り、発注者の指定する日までに引換え又は修補した物品を納入しなければならない。この場合においては、前3項の規定を準用する。
 - 5 物品の検査に必要な費用及び検査のために変質し、消耗し又はき損した物品の損失は、受注者の負担とする。

(所有権の移転、引渡し及び危険負担)

- 第4条 物品の所有権は、前条第2項又は第4項の検査に合格したときに受注者から発注者へ移転し、同時にその物品は発注者に引き渡されたものとする。
- 2 前項の規定による所有権の移転前に生じた物品の亡失、き損等は全て受注者の負担とする。

(契約不適合責任)

第5条 発注者は、引き渡された物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、当該契約不適合が発注者の責に帰すべき事由による場合を除き、当該物品の修補、代替物の引換え又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 前項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて契約代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告することなく、直ちに契約代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 契約の性質又は発注者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

3 発注者は、第1項の契約不適合があるとき、これによって生じた損害の賠償を受注者に請求することができる。

4 前3項の請求は、発注者が第1項の契約不適合を知った日から1年以内に、その旨を受注者に通知した上で行わなければならない。ただし、受注者が物品の引渡し時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(契約代金の支払)

第6条 受注者は、物品の納入が完了し、かつ、発注者の検査に合格したときは、契約代金の請求をすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、受注者は、物品を分割して納入し発注者の検査に合格したときは、当該納入物品に係る契約代金を請求することができる。ただし、仕様書等において納入が完了し、かつ発注者の検査に合格したときは一括して契約代金を支払うと定めたときは、この限りでない。

3 発注者は前2項の請求書を受領した日から30日以内に契約代金を支払わなければならない。

(契約内容等の変更等)

第7条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者と協議の上、この契約の内容を変更し、又は物品の納入を一時中止させることができる。

(履行延期等)

第8条 受注者は、天災その他避けることのできない理由により、契約期間内に契約を履行することができない場合は、発注者に理由を明記した文書を提出し、履行の延期又は契約の解除を申請することができる。

2 発注者は、前項の請求があった場合において、必要があると認めた場合には履行の延期又は契約の解除をするものとする。

(延滞違約金)

第9条 受注者は、受注者の責めに帰すべき事由により、納入期限までに物品の引き渡し完了しない場合は、発注者に対して延滞違約金を支払わなければならない。

2 前項の延滞違約金の額は、納入期限の翌日から納入した日までの日数に応じ、未納部分の契約代金に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率（以下「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率」という。）を乗じて得た額（ただし、計算した額が100円未満であるときはその全額を、その額に100円未満の端数があるときはその

端数を切り捨てるものとする。)とする。

(支払遅延に対する遅延利息)

第10条 発注者が、第6条による契約代金の支払いが遅れた場合において、受注者は発注者に対して遅延利息の支払いを請求できる。

2 前項の遅延利息の額は、遅延日数に応じ、受注者の未受領金額に対し、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を乗じて得た額(ただし、計算した額が100円未満であるときはその全額を、その額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。)の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(発注者の解除権等)

第11条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 正当な理由なくこの契約の全部又は一部を履行しないとき。

(2) 受注者の責めに帰する理由により納入期間内に納入を完了しないとき。

(3) 正当な理由なく、第5条第1項の履行の追完がなされないとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) この契約の履行に当たり、不正な行為があると認められるとき。

(2) 第8条又は第13条によらないで契約解除の申請があったとき。

(3) 受注者の債務の履行が不能であるとき。

(4) 受注者がその債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(5) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(6) 契約の性質又は発注者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

(7) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前項の催告をしても契約をした目的を達するに足りる履行がなされる見込みのないことが明らかであるとき。

(8) 受注者又は受注者の役員等が、次のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記アからオまでのい

れかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している者

(9) 受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したとき。

ア 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令又は第62条第1項に規定する納付命令（以下「排除措置命令等」という。）を行い、当該排除措置命令等が確定したとき。

イ 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして行った排除措置命令等に対し、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第1項に規定する抗告訴訟が提起され、当該訴訟について請求棄却又は訴却下の判決が確定したとき。

ウ 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号による刑が確定したとき。

3 前2項各号によりこの契約が解除された場合は、受注者は、違約金として契約金額の100分の10に相当する金額を発注者に支払うものとする。

4 第1項各号及び第2項各号によりこの契約が解除された場合において、受注者は、発注者にその損失の補償を求めることができない。

（談合等不正行為があった場合の違約金）

第12条 受注者は、前条第2項第9号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、違約金として、この契約による契約金額の100分の20に相当する額を支払わなければならない。売買契約が完了した後も同様とする。

2 前項の場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散されているときは、発注者は、受注者の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払いを請求することができる。この場合においては、受注者の代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して前項の額を支払わなければならない。

3 第1項又は前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金の額を超える場合においては、発注者がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（受注者の解除権等）

第13条 受注者は、発注者の帰すべき責により、契約の履行が不可能となった場合に契約を解除することができる。この場合において、受注者は生じた損失の補償を請求することができる。

（情報通信の技術を利用する方法）

第14条 この約款において書面により行わなければならないとされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、関係法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

（物品の補修）

第15条 受注者は、受注者が納入した物品の補修について、発注者から依頼があった場合は、直ちに当該物品を補修するものとする。また、この補修が当該物品の保証書に定められている保証内容に該当し、また当該物品の保証書に記載されている保証期間内であった場合は、補修にかかる一切の費用（送料、修理出張費等を含む。）は受注者が負担するものとする。

（協議）

第16条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。